

改正案

現行

<p>（免許の申請） 第五条（略） 2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二（略） 三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。</p>	<p>（免許の申請） 第五条（略） 2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・二（略） 三 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第四十八条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第八十条の五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面

四十一（略）

（取締役の兼職の承認の申請）

第二十六条 信託会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役。以下この条において同じ。）は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

一三（略）

二五（略）

（事業報告書の作成等）

第四十二条（略）

2 前項の事業報告書には、次の各号（法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。）

（に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社）にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員）の兼職及び兼業状況報告書

）又はこれに代わる書面

四十一（略）

（取締役の兼職の承認の申請）

第二十六条 信託会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役。以下この条において同じ。）は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書及びその写し一通を当該信託会社を経由して、金融庁長官等に提出しなければならない。

一三（略）

二五（略）

（事業報告書の作成等）

第四十二条（略）

2 前項の事業報告書には、次の各号（法第五十条の二第一項の登録を受けた者及び承認事業者にあつては、第二号及び第三号を除く。）

（に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二（略）

三 別紙様式第十二号により作成した常務に従事する取締役（委員会設置会社）にあつては執行役、外国信託会社にあつては国内における代表者及び支店に駐在する役員）の兼職及び兼業状況報告書

四〇七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

ホ〜ト (略)

二一六 (略)

二〇七 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十五 (略)

十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証す

四〇七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信託会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下第四十七条までにおいて同じ。)の氏名及び役職名

ホ〜ト (略)

二一六 (略)

二〇七 (略)

(新設分割の認可申請)

第四十五条 (略)

2 法第三十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜十五 (略)

十六 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

る書面

十七・十八（略）

3（略）

別表第四（第四十九条第一項関係）

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
会社分割により 信託業の全部の 承継をさせたと き	一 承継先の商号 二 会社分割年月日 三 法第三十七条第 一項又は法第三十 八条第一項の規定 による内閣総理大 臣の認可を受けて いる場合には、そ の旨 四 設立会社（承継 会社）が信託会社以 外の株式会社であ る場合にあつては 、当該株式会社） に係る法第八条第 一項に規定する事	一 理由書 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ 新設分割計画又 は吸収分割契約の 内容を記載した書 面 ロ 会社分割の当事 者の登記事項証明 書 ハ 会社分割の当事 者の株主総会の議 事録その他必要な 手続があつたこと を証する書面

十七・十八（略）

3（略）

別表第四（第四十九条第一項関係）

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
会社分割により 信託業の全部の 承継をさせたと き	一 承継先の商号 二 会社分割年月日 三 法第三十七条第 一項又は法第三十 八条第一項の規定 による内閣総理大 臣の認可を受けて いる場合には、そ の旨 四 設立会社（承継 会社）が信託会社以 外の株式会社であ る場合にあつては 、当該株式会社） に係る法第八条第 一項に規定する事	一 理由書 二 次に掲げる書類（ 次号に掲げる場合を 除く。） イ 新設分割計画又 は吸収分割契約の 内容を記載した書 面 ロ 会社分割の当事 者の登記事項証明 書 ハ 会社分割の当事 者の株主総会の議 事録その他必要な 手続があつたこと を証する書面

項（前号に規定する場合を除く。）

二 設立会社又は承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面

ホ 設立会社又は承継会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

ヘ 設立会社又は承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第

項（前号に規定する場合を除く。）

二 設立会社又は承継会社の会社分割後の純資産額を記載した書面

ホ 設立会社又は承継会社が法第五条第二項第六号、第八号、第九号又は第十号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

ヘ 設立会社又は承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第

二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準

二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準

用する場合を含む。
。以下同じ。）の
規定により公告を
官報のほか時事に
関する事項を掲載
する日刊新聞紙又
は電子公告によつ
てした場合にあつ
ては、これらの方
法による公告（同
法第七百八十九条
第三項又は第八百
十条第三項の規定
により各別の催告
をすることを要し
ない場合以外の場
合にあつては、当
該公告及び催告）
をしたこと並び
に異議を述べた債
権者があるときは
、当該債権者に対
し弁済し若しくは

用する場合を含む。
。以下同じ。）の
規定により公告を
官報のほか時事に
関する事項を掲載
する日刊新聞紙又
は電子公告によつ
てした場合にあつ
ては、これらの方
法による公告（同
法第七百八十九条
第三項又は第八百
十条第三項の規定
により各別の催告
をすることを要し
ない場合以外の場
合にあつては、当
該公告及び催告）
をしたこと並び
に異議を述べた債
権者があるときは
、当該債権者に対
し弁済し若しくは

相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

チ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

リ 会社分割をする

相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

チ 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

リ 会社分割をする

会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

又 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出が必要な場合にあつては

会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定するときは、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

又 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十五条の二第二項又は第三項の規定による届出が必要な場合にあつては

(略)	
(略)	
(略)	<p>、当該届出をした ことを証明する書 類</p> <p>ル 設立会社（承継 会社が信託会社以 外の株式会社であ る場合にあつては 、当該株式会社） に係る業務方法書</p> <p>三 法第三十七条第一 項又は第三十八条第 一項の認可を受けた 場合は、法第三十七 条第三項又は第二十 八条第三項に規定す る添付書類の内容に 変更がない旨を誓約 した書面</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>、当該届出をした ことを証明する書 類</p> <p>ル 設立会社（承継 会社が信託会社以 外の株式会社であ る場合にあつては 、当該株式会社） に係る業務方法書</p> <p>三 法第三十七条第一 項又は第三十八条第 一項の認可を受けた 場合は、法第三十七 条第三項又は第二十 八条第三項に規定す る添付書類の内容に 変更がない旨を誓約 した書面</p>

改正案		現行	
別紙様式第1号（第5条関係） （日本工業規格A4） （第1面） （略） （第2面）		別紙様式第1号（第5条関係） （日本工業規格A4） （第1面） （略） （第2面）	
1.（略）		1.（略）	
2.（略）	（略）	2.（略）	（略）
3. 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり	3. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	
（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名） （第4面） （略）		（別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名） （第4面） （略）	
（注意事項） 取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役）に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（監査等委員会設置会社にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。		（注意事項） 取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があった場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
（以下略）		（以下略）	

改正案		現行	
別紙様式第2号（第12条関係） （日本工業規格A4） （第1面） （略） （第2面）		別紙様式第2号（第12条関係） （日本工業規格A4） （第1面） （略） （第2面）	
1.（略）		1.（略）	
2.（略）	（略）	2.（略）	（略）
3. 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり	3. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名	別添2のとおり
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	
（別添2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名） （第4面） （略）		（別添2：取締役及び監査役（取締役及び執行役）の氏名） （第4面） （略）	
（注意事項） 取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（監査等委員会設置会社にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。		（注意事項） 取締役又は監査役（取締役又は執行役）に変更があつた場合には、第23条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役）の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
（以下略）		（以下略）	

改正案	現行
<p>別紙様式第12号(第42条第2項第3号関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 「取締役」とあるのは、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。</p>	<p>別紙様式第12号(第42条第2項第3号関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 「取締役」とあるのは、<u>委員会設置会社</u>にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。</p>

改正案		現行	
別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） （第 1 面）		別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4） （第 1 面）	
（略）		（略）	
（第 2 面）		（第 2 面）	
（略）	（略）	（略）	（略）
3．取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）の氏名	別添 2 のとおり	3．取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役、持分会社にあつては、業務を執行する社員）の氏名	別添 2 のとおり
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）		（略）	
（別添 2：取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）の氏名） （第 4 面） （略）		（別添 2：取締役及び監査役（取締役及び執行役又は業務を執行する社員）の氏名） （第 4 面） （略）	
（注意事項） 取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）に変更があつた場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（監査等委員会設置会社にあつては全取締役、指名委員会等設置会社にあつては全取締役及び全執行役、持分会社にあつては業務を執行する全社員）の氏名及び役職名を記載した書面（2 部）を添付すること。		（注意事項） 取締役又は監査役（取締役又は執行役又は業務を執行する社員）に変更があつた場合には、第 23 条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役（全取締役及び全執行役又は業務を執行する社員）の氏名及び役職名を記載した書面（2 部）を添付すること。	
（以下略）		（以下略）	